

令和7年度 補正予算説明資料
(3月31日専決処分)



大台町

《目次》

1	補正予算の要旨	・・・・・・・・	3
2	補正予算の規模	・・・・・・・・	3
3	繰越明許費の補正	・・・・・・・・	4
4	特別会計補正予算説明資料		
	・後期高齢者医療事業特別会計	・・・・・・・・	5

《留意事項》

ページ番号は、議会ICT推進のための「会議システム」の都合、3ページから始まります。

1 補正予算の要旨

【一般会計】

一般会計において、各事業における工期調整等に不測の日数を要することが判明し、令和7年度内に事業を完了することが出来なくなったことから繰越明許費として予算に定めるものです。

【後期高齢者医療事業特別会計】

後期高齢者医療事業特別会計において、保険料が当初の見込みより多く納付されたこと及びその保険料については後期高齢者医療広域連合へ納付する必要があることから所要の措置を講じるものです。

2 補正予算の規模

(単位：千円、%)

会計名称		予算現計 A	補正額 B	補正後累計 C	増減率 B/A
一般会計		8,637,681	—	8,637,681	—
特別 会計	国民健康保険事業特別会計	1,195,749	—	1,195,749	—
	介護保険事業特別会計	1,749,372	—	1,749,372	—
	後期高齢者医療事業特別会計	375,613	127	375,740	0.0
	小計	3,320,734	127	3,320,861	0.0
企業 会計	水道事業会計	829,510	—	829,510	—
	生活排水処理事業会計	505,083	—	505,083	—
	小計	1,334,593	—	1,334,593	—
合計		13,293,008	127	13,293,135	0.0

※水道事業会計及び生活排水処理事業会計は、収益的支出と資本的支出の合計を計上しています。

※補正がない会計（補正総額がゼロを除く）は、「—」で表記しています。

3 繰越明許費の補正

(1) 自治会関係経費

326千円

登記事務委託料について、集会施設の譲渡に係る必要書類の調製に不測の日数を要しているため。

(2) 庁舎管理経費

660千円

防犯カメラ設置工事について、設置場所、撮影範囲及び監視モニターの配置等の調整に不測の日数を要しているため。

(3) 子育て支援センター運営経費

246千円

あっぷっぷ広場エアコン新設工事について、経年劣化により修理不能となったため、新規設置での対応としましたが、機器の納入に時間を要しており、当年度内の完了が困難となったため。

後期高齢者医療事業特別会計 補正予算説明資料

【歳入】補正計数					
款	項	補正前	補正	補正後	主な補正予算科目
1 保険料	1 後期高齢者医療保険料	134,647	127	134,774	現年度分特別徴収保険料127千円
2 使用料及び手数料	1 手数料	2	0	2	
3 繰入金	1 一般会計繰入金	230,488	0	230,488	
4 諸収入	1 延滞金加算金及び過料	2	0	2	
	2 預金利子	1	0	1	
	3 雑入	9,510	0	9,510	
5 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
6 国庫支出金	1 国庫補助金	963	0	963	
合計		375,613	127	375,740	

【歳入】補正予算の概要及び理由	
1款、1項	後期高齢者医療保険料では、被保険者から特別徴収した現年度分の保険料127千円を増額します。

【歳出】 補正計数					
款	項	補正前	補正	補正後	主な補正予算科目
1 総務費	1 総務管理費	3,278	0	3,278	
	2 徴収費	968	0	968	
2 後期高齢者医療広域連合費	1 後期高齢者医療広域連合費	361,779	127	361,906	保険料等納付金127千円
3 公債費	1 公債費	78	0	78	
4 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	300	0	300	
	2 繰出金	9,210	0	9,210	
合計		375,613	127	375,740	

【歳出】 補正予算の概要及び理由
2款、1項 後期高齢者医療広域連合費では、被保険者から徴収した保険料について後期高齢者医療広域連合に納付するため保険料等納付金127千円を増額します。